

弁護士・中小企業診断士 井上洋一

## あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

「副業・兼業」をめぐる  
企業の実態とこれからの  
対応◆「働き方改革実行計画」が  
公表

3月28日に政府・働き方改革実現会議から「働き方改革実行計画」が示され、主な項目として、(1)同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、(2)賃金引上げと労働生産性向上、(3)罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、(4)柔軟な働き方がしやすい環境整備等が挙げられており、法改正を含めた今後の動向に注目が集まっています。

上記の項目のうち、(4)柔軟な働き方がしやすい環境整備の1つとして「副業・兼業の推進」がありますが、「副業・兼業」について、現在の企業の対応はどのようなになっているのでしょうか。

## ◆禁止している企業の割合は？

3月14日に経済産業省か

ら「多様で柔軟な働き方に関する3研究会報告書」が公表されましたが、この中の「兼業・副業を通じた創業・新事業創出に関する研究会提言書」によると、兼業・副業を禁止している企業の割合は77.2%でした。

また、「就業規則において禁止している」企業が48.0%、「兼業・副業に関する規定自体ない」企業が39.6%（2017年2月／リクルートキャリア社調べ）となっています。

## ◆メリットとリスクの両面から考える

上記の通り、副業・兼業については否定的な企業、または（容認しない前提で）規定自体がない企業が多いのが現状です。

副業・兼業については「社員の能力の成長を促すことができる」「社内では作ることができない人脈を作ることができる」といったメリットが強調されていますが、社内情報流出や個々人の労働時間の増加といったリスク

もあります。

今後、厚生労働省のモデル就業規則が兼業・副業について「原則容認」とする方向で改定され、推進に向けたガイドラインが策定される予定となっていますが、企業としてはメリットとリスクの両面を勘案し、社員の副業・兼業に対してどのようなスタンスで臨むのか（認めるのか・認めないのか）、今から十分に検討しておくことが必要です。

## 年金・健康保険手続きにおけるマイナンバー利用に関する最近の動き

◆今年1月よりマイナンバー  
一利用開始

日本年金機構と協会けんぽ、健康保険組合では、平成29年1月からマイナンバーを利用しており、各種申請書にもマイナンバー記入欄が設けられています。

その他、年金事務所で年金相談・各種照会を行う際には、基礎年金番号がわからなくてもマイナンバーを提示

すれば対応してもらえ等、  
変更点があります。

#### ◆申請書へのマイナンバー 記入の要否

年金関係の届書は、1月以  
降、順次マイナンバーの記入  
が求められています。

具体的には、1月から「年  
金受給権者現況届」に、4月  
から「年金請求書等」「扶養  
親族等申告書」に記入するこ  
ととなっています。

ただし、日本年金機構に提  
出する「被保険者資格取得  
届」には基礎年金番号を記入  
し、マイナンバーは記入しな  
いこととされているのでご  
注意ください。

健康保険では、「任意継続  
被保険者被扶養者(異動)届」  
への被扶養者のマイナンバ  
ー記入以外は、任意とされて  
います。

#### ◆「情報連携」は10月から 本格運用開始？

7月からは、マイナンバー  
制度を使って国や自治体が  
データをやり取りする情報  
連携の本格運用開始が予定  
されていましたが、政府は3  
月17日に3カ月の延期を発  
表しました。

情報連携が開始されれば、  
行政サイドでの関係各機関  
への照会等により申請者に  
関する情報を確認すること  
で申請者自身は各種証明書  
等を提出しなくてもよくな  
るため、残念なニュースで  
す。

#### ◆健保組合はマイナンバー 利用システムに反発

さらに、健康保険では、  
マイナンバーを利用して給  
付申請者の所得や扶養家  
族、他の給付の支給状況に  
ついて協会けんぽや健保組  
合が確認できるシステムの  
構築を進めています。

このシステムの利用料を  
めぐって「高額過ぎる」と  
の反発が保険者からあり、  
現在、厚生労働省は利用料  
の大幅引下げ、また、情報  
参照を含む全面延期を検討  
しています。

協会けんぽではこのシス  
テムの利用により、7月から  
申請者がマイナンバーを申  
し出れば給付申請時の非課  
税証明書等の添付を省略可  
能とする予定でしたが、影  
響を受けることとなりそう  
です。

#### 5月の税務と労務の手續 期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特  
別徴収税額の納付 [郵便  
局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格  
取得届の提出<前月以  
降に採用した労働者が  
いる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業  
開始届の提出<前月以  
降に一括有期事業を開  
始している場合>

[労働基準監督署]

15日

- 特別農業所得者の承認  
申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区  
町村]
- 自動車税の納付 [都道府  
県]
- 健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報  
告書の提出 [年金事務  
所]
- 労働保険印紙保険料納  
付・納付計器使用状況報  
告書の提出 [公共職業安  
定所]
- 外国人雇用状況報告(雇  
用保険の被保険者でな  
い場合) <雇入れ・離職  
の翌月末日> [公共職業  
安定所]

～当事務所より一言～

今回は、「副業・兼業」を  
テーマに取り上げました。  
私は、ドローン検定やパ  
ンシェルジェ検定を取る  
ような資格マニアですの  
で、「副業・兼業」のメリ  
ットは強く感じますが、皆  
さんはどうでしょうか？

いずれにせよ、企業と従  
業員、どちらにとっても  
win-win の関係が築ける  
ように、社会全体で考えて  
行きたいですね。